六の２のニの標題中「高齢者居宅生活支援事業の用に供する施設」を「高齢者居宅生活支援施設」に改め、同ニの本文中「位置づける」を「位置付ける」に改める。

六の２のホ中「位置づける」を「位置付ける」に改める。

六の３中「講じる」を「講ずる」に改める。

六の４中「講じる」を「講ずる」に、「融資や債務保証制度など」を「融資等」に、「位置づける」を「位置付ける」に、「高齢者円滑入居賃貸住宅」を「サービス付き高齢者向け住宅」に、「高齢者向け優良賃貸住宅の認定基準」を「及び」に改める。

七中「高齢者居宅生活支援事業」を「（登録住宅である有料老人ホームの設置者を含む。以下同じ。）高齢者居宅生活支援事業」に、「関係法令」を「介護保険法等の関係法令」に、「賃借人」を「入居者」に改め、「居住する賃貸住宅」の下に「又は有料老人ホーム」を加え、「また、認定事業者は、この場合にあっては、当該サービスの利用が可能となるような措置をあらかじめ講じておかなければならない。」を削り、「明確化」を「明確化及び」に改め、「（昭和四十七年法律第百十七号）」及び「、民間事業者等による高齢者向け優良賃貸住宅の整備を支援するとともに」を削る。

○国土交通省告示第二号
厚生労働省

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成二十三年国土交通省・厚生労働省令第二号）第十条第五号の規定に基づき、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第十条第五号の国土交通大臣及び厚生労働大臣の定める基準を次のように定め、平成二十三年十月二十日から適用する。

平成二十三年十月七日

厚生労働大臣　小宮山洋子
国土交通大臣　前田　武志

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第十条第五号の国土交通大臣及び厚生労働大臣の定める基準

1　住宅の専用部分に係る基準

⑴　段差

日常生活空間（高齢者の利用を想定する一の主たる便所、浴室、玄関、脱衣室、洗面所、寝室（以下「特定寝室」という。）、食事室、特定寝室の存する階（接地階（地上階のうち最も低い位置に存する階をいう。）を除く。）にあるバルコニー又は特定寝室の存する階にある全ての居室及びこれらを結ぶ一の主たる経路をいう。以下同じ。）内の床が、段差のない構造（５ミリメートル以下の段差が生じるものを含む。以下同じ。）であること。ただし、次に掲げるものにあっては、この限りでない。

イ　玄関の出入口の段差

ロ　玄関の上がりかまちの段差

ハ　勝手口その他屋外に面する開口部（玄関を除く。）の出入口及び上がりかまちの段差

ニ　バルコニーの出入口の段差

ホ　浴室の出入口の段差

ヘ　室内又は室の部分の床とその他の部分の床との高低差が90ミリメートル以上ある段差

⑵　階段

住戸内の階段の各部の寸法が、次に掲げる基準に適合していること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。

イ　勾配が21分の22以下であり、けあげの寸法の２倍と踏面の寸法の和が550ミリメートル以上650ミリメートル以下であり、かつ、踏面の寸法が195ミリメートル以上であること。

ロ　蹴込みが30ミリメートル以下であること。

ハ　イに掲げる各部の寸法は、回り階段の部分においては、踏面の狭い方の端から300ミリメートルの位置における寸法とすること。ただし、次のいずれかに該当する部分にあっては、イの規定のうち各部の寸法に関するものは適用しないものとする。

①　90度屈曲部分が下階の床から上３段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が全て30度以上となる回り階段の部分

②　90度屈曲部分が踊場から上３段以内で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が全て30度以上となる回り階段の部分

③　180度屈曲部分が４段で構成され、かつ、その踏面の狭い方の形状が下から60度、30度、30度及び60度の順となる回り階段の部分

⑶　手すり

イ　手すりが、次の表の空間の項に掲げる場所ごとに、それぞれ手すりの設置の基準の項に掲げる基準に適合していること。ただし、便所、浴室、玄関及び脱衣室にあっては、日常生活空間内に存するものに限る。

空　間	手すりの設置の基準
階　段	少なくとも片側（勾配が45度を超える場合にあっては両側）に設けられていること。ただし、ホームエレベーターが設けられている場合にあっては、この限りでない。
便　所	立ち座りのためのものが設けられていること。
浴　室	浴槽出入りのためのもの又は浴室内での姿勢保持のためのものが設けられていること。
玄　関	上がりかまち部の昇降や靴の着脱のためのものが設置できるようになっていること。
脱衣所	衣服の着脱のためのものが設置できるようになっていること。

ロ　転落防止のための手すりが、次の表の空間の項に掲げる場所ごとに、それぞれ手すりの設置の基準の項に掲げる基準に適合していること。ただし、外部の地面、床等からの高さが１メートル以下の範囲にあるものその他転落のおそれのないものに設置される手すりについては、この限りでない。

空　間	手すりの設置の基準
バルコニー	①　腰壁その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「腰壁等」という。）の高さが650ミリメートル以上1,100ミリメートル未満の場合にあっては、床面から1,100ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。 ②　腰壁等の高さが300ミリメートル以上650ミリメートル未満の場合にあっては、腰壁等から800ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。 ③　腰壁等の高さが300ミリメートル未満の場合にあっては、床面から1,100ミリメートル以上の高さに達するように設けられていること。

ハ　転落防止のための手すりの手すり子であって、床面、腰壁等又は窓台その他足がかりとなるおそれのある部分（以下「窓台等」という。）（腰壁等又は窓台等にあっては、その高さが650ミリメートル未満のものに限る。）からの高さが800ミリメートル以内の部分に存するものの相互の間隔が、内法寸法で110ミリメートル以下であること。

⑷　部屋の配置

日常生活空間のうち、便所及び特定寝室が同一階に配置されていること。